

戦時下日本における「満州国」留学生たちの「修鍊」活動

——『満州国留日学生会会報』から見る日本体験の側面——

見城 悌 治

はじめに

近代日本のアジア留学生の多数勢力が、清国／中国留学生たちであった事は周知の通りである。これら中国留学生についての歴史研究は、さねとう・けいしゅう^①をその先駆として、辛亥革命期前後を中心に多くの成果が重ねられてきた。また、戦時下日本における中国留学生の研究も、数は決して多くないが進められつつある^②。一九三〇～四〇年代に日本と中国が交戦しているという困難な状況下で学びを継続していた留学生がいたことは事実であり、その時期の彼らの活動の諸相を明らかにする作業は、必要であろう。すなわち、「日中非友好」の時代をも検討することで、近現代の日中交流を総体として捉えられるのではなからうか。

筆者はこの間、①千葉大学の前身にあたる戦前期の高等教育機関に在籍していた留学生の研究^③、②中国留学生の「日本体験」（国内見学旅行における「日本」観察の諸相、西洋文化の一つであった「海水浴体験」がもつた

意味)^④、③戦時下留日中国学生の葛藤と軋轢（戦時下における「夏季錬成団」への参加。また一九四〇年創設の「中華民国留日学生会」への参加動員^⑤）等について、まとめてきた。

しかし、それらは、主に清国／中華民国留學生を対象とした研究であり、これまで「満州国」留學生（以下「」は原則として付けない）について、ほとんど扱うことがなかった^⑥。そうしたなか、筆者は、千葉大学教育学部の前身にあたる千葉師範学校時代の留學生を調べるなか、日中戦争が始まる一九三七年の四月に、千葉師範学校に満州国留學生が入学した事が明らかになった。さらに一九四三年度まで同校に総計一二名が入学したことを史料で確認することができた^⑦。

満州国による留學生派遣の大枠については、一九三六年に定められた「留學生ニ関スル件」、「留學生規程」、および一九三七年の「留學生須知」（一九四〇年に「留日學生心得」と改称）が定めている。たとえば、「留學生須知」は、その「目的」に、「留日學生ハ将来国家ノ中堅トシテ、日滿一体ノ楔子タルベキ本分ヲ自覺シ、進ンテ留學生ニ関スル諸規定ヲ実践シ、品位体面ヲ重ンジ、日夜心身ノ修鍊、學術ノ研鑽ニ精勵シ、以テ国家ノ期待ニ背クコトナカルベシ^⑧」を掲げている。すなわち、満州国からの留學生は「日滿一体」の理想を実現するために精勵し、国家への貢献をすべきと強調されたのである。

この背景には、一九三七年に公布された新しい「学制要綱（翌三八年一月施行）が掲げる「教育方針」があった。

日滿一徳一心不可分ノ關係、及ビ民族協和ノ精神ヲ体認セシメ、東方道徳、特ニ忠孝ノ大義ヲ明ニシテ、旺盛ナル国民精神ヲ涵養シ、徳性ヲ陶冶スルト共ニ、国民生活ノ安定ニ必要ナル実学ヲ基調トシテ知識技能ヲ授ケ、身体健康ノ保護増進ヲ図リ、以テ忠良ナル国民ヲ養成スルヲ教育ノ基本トス^⑨。

ここに見るように、「日滿一体」の精神の実態は、日本側に協力する「国民精神」を養成するところに置かれていたのだが、日本へ赴く留学生も同様な任務を担うことになる。

そもそも留日学生に選抜されるためには、満州国民生部による「留学認可」を得る必要があり、また日本留学後は、民生部大臣の厳密な管理に置かれ、許可なく転校や転料をした場合は、留学資格を取り消されることもあった。¹¹たとえば、ある年の「新留日学生を迎ふるの辞」で、「諸子は留学認可生として、日本に於ける勉学にも卒業後の就職にも、政府の保証を得て極めて安全なる身分である。慣るるに従いて、心の緊張を欠き、夢の如く三年乃至六年を経過せば悔いを後世に残す事必然である。心の油断を戒むる事が大切」との戒めが日本人から発せられる状況にあった。¹²

これら満州国留学生をめぐる諸情報を掲載していた雑誌に、『満州国留日学生会会報』（以下『会報』と略記）がある。この会報については、一九三六年三月から一九四五年二月まで発行されていた事が確認できているが、残念ながら、バックナンバーがすべて揃っていない（国立公文書館アジア歴史資料センター（外務省外交史料館蔵）、東京都立図書館「実藤文庫」、広島大学附属図書館に、それぞれ一部が保管されているが、欠落号も少なくない）。そうした事情もあってか、これまでこの『会報』を用いた研究はほとんどない。しかしながら、同誌は満州国および日本国の留日満州国学生に対する姿勢、彼らを対象に企画された諸行事、また留学生自身の「日本観」などをめぐる寄稿がたくさん掲載されており、満州国留日学生たちの動態を知るためのきわめて貴重な史料となっている。

そこで、本稿は、『会報』所載の論稿の一部を用いて、戦時下の日本で修学・生活していた満州国留日学生の

諸相、そして彼らの「日本体験」の一端を示していくことを目的としたい。

一、留日中国学生たちの海水浴体験と「銷夏団」

「満州国」が「建国」されたのは、一九三二年三月であった。この年「満州」地域から日本にやってきていた中華民国留学生数は、三一一名であった。しかし、その後急増し、一九三五年からは、駐日満州国大使館が『満洲国留日学生録』を発刊するようになる。以後、学生録は一九四三年発刊版まで確認できている（四二年版は不明）が、そこに挙げられた数値を左表に掲げた。これによれば、一九三七年の二〇一七名をピークとし、増減はあるが、一九四三年まで千数百名が日本での学びを続けていたのである。¹³⁾

こうしたなか、一九三六年六月、「満州国留日学生会」が誕生した。¹⁴⁾「満州国建国」から四年後のことである。

表：『満洲国留日学生録』にみる「満州国留日学生数」

年次	留学生数
1935年	1,269名
1936年	1,867名
1937年	2,017名
1938年	1,519名
1939年	1,325名
1940年	933名
1941年	1,259名
1943年	1,004名

この会の背後には、満州国大使館、満州国協和会、日本陸軍、日本文部省などがいて、まさに「日満一体」の支援の下で創設された団体であった。これらの留日学生は、満州国の将来を担い、満州と日本の架け橋となる事を大いに期待されたのであるが、そのための「六大精神綱領」なるものが、学生会設立時に定められている。すなわち、(一) 吾等ハ国家的精神ニ透徹センコトヲ期ス、(二) 吾等ハ日滿両国一体ノ精神ヲ堅持センコトヲ期ス、(三) 吾等ハ民族協

和精神ヲ具現センコトヲ期ス、(四) 吾等ハ犠牲奉公ノ精神ヲ發揚センコトヲ期ス、(五) 吾等ハ団体的精神ヲ養成センコトヲ期ス、(六) 吾等ハ勤勞精神ヲ涵養センコトヲ期ス、の六つである。⁽¹⁵⁾

留日学生会は、この「精神」を学生たちに体得させるべく、様々な企画を行つていくのであるが、その一つに、夏・冬の休暇中における留學生に対する修練活動の実施があつた。同時代の「中華民國」留日學生に対しては、日華学会が、一九二三年から千葉県館山町に恒常的な施設を設け、すでに、「銷夏団(消夏団)」を実施していた。

この団では、毎夏四〇日余りの期間に、百名を越える留學生が、猛暑の東京を避け、日本語補習等の講義も受けながら、南房総で水泳を楽しんでいたのである。⁽¹⁷⁾ これら「中華民國」學生の中には、もちろん東北地域(「満州」地域)出身の學生も含まれていたのだが、一九三二年以降は、「満州国」留學生ゆえ、除外とされてしまつた。

しかし、人氣があつた銷夏団を実施しないという選択を取る理由もなく、それに倣つた「満州国留日學生銷夏団」が、「建国」の翌年にあたる一九三三年に、千葉県富浦海岸で実施されている。初年度は二十余名の参加に留まつたが、翌年は四十名に増え、さらに三五年の銷夏団は宿舍が足りなくなるほどで、「参加を断つた多数の留學生が炎暑の東京に取り残されたのは、遺憾」との反省さえなされている。なお、いずれの銷夏団においても、富浦町や千葉県が歓迎会の開催、スポーツや演芸を通じた懇親会を積極的に設け、相互交流に大変意義があつた、と留學生会側は評価および自賛をしている。⁽¹⁸⁾

学生会が発足した一九三六年にも、「富浦銷夏団」が第一期(七月十五日から三十日)、第二期(八月一日から十五日)に分けられ、それぞれ実施されている。ちなみに、参加費は一期十五円、途中参加者は一日一元五十銭の支弁が求められていた。⁽¹⁹⁾

二、長期休暇における「修鍊」活動への発展―一九三七年度「修鍊」のあらまし

このような前史があつたものの、満州国留日学生会は、一九三七年度から、「銷夏団」の呼称を止め、「夏期修鍊」として再始動させていく。⁽²⁰⁾さらには「冬期修鍊」も正式な活動として加えていく。同年七月に正文化された「夏期修鍊規程」の第一条には、「夏期修鍊ハ別ニ定ムル所ニ依リ、夏期休暇ニ留日学生ヲ集合シテ山嶽修鍊団、海浜修鍊団及田園修鍊団ヲ組織シテ、各団修鍊日課ニ依リ、身心ヲ鍛鍊陶冶シ、留学生指導要綱ニ定ムル六大精神ヲ養成スルコトヲ目的トス」とあつた。⁽²¹⁾

「六大精神」(前述)を養成するため、海浜のみならず、山嶽、田園の三タイプの「修鍊」を行おうといふのであるが、一体どのような活動が開かれていったのか。まず、初年度(一九三七年度)の実施概要を確認していきたい。

「田園修鍊」は、「団体的精神の涵養乃至勤労精神涵養の為最も有効な修鍊⁽²²⁾」と位置付けられ、茨城県の「友部国民高等学校⁽²³⁾」にて一週間行われた(参加者一六名)。主催者側の自己評価によれば「恵まれた家庭に成人し、補助費に依り留学する温室育ちの学生にとっては、酷暑の下、流汗淋漓たる伐木作業、除草作業等は、最初のうちには多大の苦痛を与へたが、批判を下す余地を与へない労苦の連続は、自らにして清らかな没我の精神を呼び起し、労作修了後の快味謂ふべくも無く、学生に自然の中に自ら教訓を自得せしむる事が出来た」とされる。「温室育ち」の留学生たちに「六大精神」の一つである「勤労精神」を注入するには、「苦痛」を伴う「田園修鍊」が最適であるとの理解であつた。

次いで、「山嶽修鍊」は、富士山麓山中湖畔で二期に分かれ、それぞれ一週間ずつ行われた（参加者は四二名と二三名）。富士登山を最終目的とするこの修鍊は、「午前五時の起床から午後九時の就寝時に至る迄、寸暇の遅緩なく」、「厳粛を極めるものであった」という。

最後に「海浜修鍊」であるが、既に四年間続けていた「銷夏団」と同じ地である千葉県富浦海岸で三期にわたり、それぞれ一日ずつ実施された（参加者は、それぞれ四六名、三二名、二二名）。「富浦は風光明媚人情純朴にして、町民有志一般は留學生に対し、特別な理解と好意を有し、付近には修鍊の障碍になる不健全な店舗等もなく、海岸線は頗る変化に富み、絶好な海浜修鍊場であり、「山嶽同様な団規は厳重に守られ²⁴」たと捉えられていた。他の二者に比し、海浜修鍊の参加人数は多く、三つの選択では、最も取り組みやすい修鍊だと學生側が認識したことを反映していると思われる（この点、後述）。

なお、『満州国留日学生会会報』には、修鍊を体験した参加學生の事後の「感想」がしばしば掲載されている。もちろん多くは、「感動した」といった類の模範作文であったが、時には主催者側に改善を求めるような「批判的言辞」も収録されていた。たとえば、第一回の「田園修鍊」に対しては、「今度の集団は将来、満州国において終身献身的に国家の中堅となつて働かばき同一使命と同一理想とを有する學生諸氏であると言ふ意味から、もう少し満州国自体を中心とした講話が欲しいと思います」との意見が提出されていた。柔らかな物言いではあるが、あまりに「日本」中心的な講義が展開された事への批判が含蓄されていると考えてよいだろう。さらに、周辺の「模範農村」の見学ができると期待したにも関わらず、「一週間の間、完全にその学校に閉じ込められて一歩も他所へ出られなかった」。日本人修鍊生がいたにも関わらず、接触の機会がほとんどなく「日滿一体」にならな

かつた等の不満も活字になつてゐるのであつた。⁽²⁵⁾

ところで、これらの「修鍊」は次第に参加が半ば義務化されていくことになる。それは、「左掲、康德五年度（一九三七年度）卒業予定ノ留日学生（引用者注―三十名の実名が列挙されている）ハ本年度夏期修鍊ニ参加セザリシニ依リ、別記要項ノ冬期修鍊ニ参加スベシ。若シ正当ノ理由ニ基ツク届出ニヨル当館ノ許可無クシテ、更ニ参加セザル者ハ、当館ノ指導上ノ命ニ服セザル者トシテ相当ノ処分ヲナスベシ」との警告が示されていることから明らかとなる。⁽²⁷⁾

欠席者の参加が促された冬期修鍊は、一九三八年の一月四日から十一日まで、埼玉県秩父町の「秩父織物組合工民道場」で開催された。こちらの修鍊をめぐる報告書には、「種々な個人的都合に依り、修鍊生活参加の特典に与り得なかつた留日学生及自由参加学生二十四名」のリストが掲載されている。⁽²⁸⁾しかし、先に要参加者とされた三十名の名前と照らしてみると、名指しされた三十名の内、十六名しか集まっていないことが判明する。「相当ノ処分」という強い言葉が用いられていたにも関わらず、半数が欠席したことは、修鍊に対する不満が、彼らの中に存在していた事を示唆しているように思える。

なお、「冬期修鍊団が秩父山麓に於て、猛修鍊を決行しつつある時に、一般の学生会館在籍者が正月気分には陶然たるは感心すべからざるに依り、一つには強行軍を、二つには国防思想普及を目的として、中島飛行機製作所及熊谷三尻陸軍飛行場に冬期修鍊旅行を挙行す」とのやや有難迷惑な企画が、一月九日から十日にかけて実施されている。参加したのは、学生会館在住者に一般学生を加えた十八名で、「国防思想」に係る飛行機関連の二ヶ所見学以外に、群馬県の高山彦九郎神社、埼玉県の大宮氷川神社の参詣も併せて行われている。⁽²⁹⁾こちらは、「日

本精神」(後述)を知らしめる一環としての訪問であったであろう。

三、識者による講義内容への不満——一九三八年度「修練」のあらまし

一九三八年度の夏期修練は、「田園修練」が七月十一日から二十日までを第一期、九月一日から十日までを第二期とし、千葉県松戸の千葉高等園芸学校(現千葉大学園芸学部)および茨城県友部の国民高等学校で行われた(各期定員五十名)。また「山嶽修練」は、七月十一日から二十日までを第一期、七月二十一日から三十日までを第二期とし、富士山麓山中湖畔にて各期五十名で実施され、さらに「海浜修練」については、山嶽修練と同じ時期の二回の実施に加え、八月一日から八月末日までを「特別班」として、富浦海岸で行われた(各期定員五十名)³⁰⁾。一方、冬期修練は、十二月二十一日から二十八日までの八日間、東京の「乃木山日本青年館道場」および茨城県「内原満蒙開拓青少年義勇軍訓練所」の二ヶ所に分かれて行われた(前者は三十一名、後者は百六十名が参加)。後者で実施した意図については、「且下全国乃至国際的になつてゐる国策策源地としての訓練所である。その訓練の精神と形式との徹底せる(略)訓練の実を経験体得せんとする」³¹⁾ためとされた。

前者の乃木山冬期修練は、明治神宮清掃等の勤労奉仕のほか、参加者による座談会、識者による講演会などが行われた。国学院大学学長・河野省三による講演「日本精神に就て」を聞いたある学生は、河野が「日本精神は明治神宮へ参拝すれば、自ら感激し得るものである」と、日本精神体得の具体的方策を説明したことを受け、「神聖なる神宮を自分が今参拝しているのだ、と考へれば、確かに身に迫る様なものがある」との共感を示した。さ

らに彼は「苟も科学者たらんとするものは精神的なものと実験台で奇麗に証明し得るものとの間の関係を明らかにし、それを把握しなければならぬことと思ふ（略）我々は真に自分の研究に助力して呉れる神を信すべきである。その神は確かに存在する。しかも、その神の力なくしては、発明は出来ないのである。日本ではそれを日本精神と云っているでせう⁽³²⁾」と整理した。未来の科学者たるべき自身の思想信条と「日本精神」体得をどのように両全させるべきか。真面目に追究しようとした葛藤が窺える文章である。

ところが別の学生は、この修練参加が「青白きインテリ」と言われるごとく、頭脳労働を高く評価し、肉体労働を軽視していた自身の考えを変えるきっかけになった」と、ある側面は評価するものの、用意された様々な講義については、「産業、軍事講話は斯界の専門家が、我々に最も密接な関係ある具体的な問題に就いて講話して下さったので、興味深く聞く事が出来、大変有益であった。しかし精神講話は話が余りに抽象的、特殊な事であり、理論そのものにも少からず矛盾及難解の点があるので、私には何等感銘さへも与へることは出来なかつた⁽³³⁾」と、批判的な意見を吐露するに至った。

先の学生が、講演内容と「科学」的思考とを苦勞して結ぼうとしていた事に比すれば、こちらの方がより率直かつ素朴な感想に思える。留日学生が体得すべき「六大精神」の一番目には、「国家的精神ニ透徹」する事が置かれていた。日本側としてみれば、「国家的精神」の最たるものが「日本精神」であると強弁し、満州学生たちにそれを理解して欲しかったのであろう。しかしながら、「透徹」させることは決して容易な作業ではなかつたのである。

四、満州国における「国内修鍊」の実施——一九三九年度から一九四二年度までのあらまし

「はじめに」でも記したが、『満州国留日学生会会報』のバックナンバーは完備されていない。そのため、一九三九年度後半分は、現状で「欠号」状態になっており、そのため残念ながら三九年度の「修鍊」の実態を確認することはできない。ただし、謝廷秀編『満洲国学生日本留学拾年史』（一九四二年）に、一九三九年度の概要が載せられているので、そこからの復元は可能である。すなわち、「山嶽修鍊」は、山梨県八ヶ岳山麓で、七月四日から八月二十四日まで、各々十日あまり四期にわたって実施された。「海浜修鍊」は、富浦海岸を離れ、静岡県駿東郡静浦海岸（現 沼津市）で、七月十一日から二十日まで実施され、七一名が参加した。一方、冬期修鍊は、第一日目は宮城外苑、二日目以降は、茨城県内原の「満蒙青少年義勇軍訓練所」にて、十二月二十四日から二十九日まで一二九名の参加を得て行われた³⁴。以上である。

一九四〇年度の三つの修鍊については、再び『会報』から、その実相を知ることができる。すなわち、「山嶽修鍊」は、山梨県八ヶ岳山麓の「満州国留日学生修鍊道場」にて、十日間の日程で、七月十一日開始の一期から、都合四期にわたり行われた。第二期「修鍊」に参加した学生は、『会報』に寄せた「感想」において、「学校で習ったもの、或は書物から知って居たものは、観念に陥って応用実践の機会がない。留学生としての理想たる六大精神の綱領も、平常に於いては實際的に履行せられるものでもない。この訓練に於いて根本的にその真義を体得し、真実の生活に応用し、実践せられたのであり、之を以て基礎とし、この理念に準じて以後の生活を営んで行くべきである³⁵」と書いた。すなわち、修鍊で得るところが著大であった事を強調している訳だが、逆に、日常生

活ではなかなかに「応用実践」する機会がない、という本音も透けて見えるだろう。「六大精神」の内容については既に紹介したが、修練への参加は留学中一回程度であったはずで、日常的に（あるいはまた最終的に）これらの精神を貫徹させることが困難であったことを、逆に訴えているように思える。

一方、「海浜修練」は再び千葉県富浦海岸に戻り、一〇日間開かれたが、「本年度新留日学生は全員海浜修練に参加せしむ⁽³⁶⁾」という方針が出されたため、一二〇名もが参加した。「海に恵まれぬ吾国留学生をして、日本留学の初年度に於て之れを海浜に集め、起居の間悠大なる大洋の姿に浸り、厳正なる集団訓練の中、自ら海国日本の精神を体得せしむることは、誠に意義深く、学生の肝銘亦強きものあるべし⁽³⁷⁾」というのが、主催者側の言い分であった。近代日本社会において、海水浴が一般化していくのは、日清日露戦争を経る中で、軍国主義的風潮と「海国日本」という呼号が結び付く過程であったとされるが、一九四〇年における「海国日本の精神」とは、まさに軍事的思想を背景にしたものであったろう。

ところで、海を相手に行なう「修練」は、荒天の際には活動ができないというリスクを常に伴う。この年の会期前半がまさにそういう状況であった。しかし、「努めて地方関係と接触する機会を与へ、不知不識の間、日本人気質に触れしむることに意を用ひ、時に或は赤十字社経営の虚弱児童海浜療養所を訪問して、彼らの巧まざる自発的な慰藉と感謝の交歓に關係職員感激の思を致し、時には又同地小学校、青年団、或は遠く安房中学よりバスケットボールの挑戦に応じ、熱戦の中自然日満人心の融合上相当の効果を修め得たり⁽³⁹⁾」のような、きわめて貴重な「日本体験」の時間が代わりに用意されたという。茨城県友部の国民高等学校での「田園修練」が、周辺と全く隔絶された環境で行われたことを遺憾とする学生の声があったが、千葉・富浦海岸での修練は荒天が功を

奏する余得も内包していたのである。

なお、この一九四〇年の活動で注目される事は、七月十一日から八月三日まで、満州国首都の新京にて、「国内修練」が実施された事である。具体的には、「新京に於ける宮廷御造営工事及建国神廟建設工事」に、「理工科及教育系統の卒業期留学生」を動員する修練であつた。⁽⁴⁰⁾ 新京到着後の七月十六日からの八日間は、「建国忠靈廟御造営地勤勞奉仕作業」に従事し、「往復三里の徒歩と炎天下に於ける二時間余の土砂運搬築山作業は、勤勞並に団体的精神の養成並びに体位向上に相当の收穫ありたるもの」との成果が謳われた。ただ、それに続く予定だつた「新宮廷府御造営地勤勞奉仕作業」は、雨天のため、六日間の作業予定が、二日だけに終わったといふ。⁽⁴¹⁾

この「国内修練」に参加した学生の感想が複数『会報』に掲載されている。多くは、「感激」の羅列に終わっているのだが、ある学生が、「滞在中に満州政府方面の各要人の演説を聞いて、国家政治の様子も多少判り、各要人の人物も十分に認識しましたが、残念ながら私は理科系である。幾人の政府官吏の演説を聞いても、大部分は理工方面に関係ない事が多いのです。現在の工業界の様子や理科方面研究の進展度は少しも知りえなかつた。此は私の最も不満足な処⁽⁴²⁾と明記していた事には注目される。つまり、「私は、わざわざ新京まで、政治的スローガンや精神論を聞きに来たのではない」という本音を文章につづける学生も存在したのだ。

一方、別の学生は「多分面白い事はありやしないと思つていた此の修練で（略）勤勞奉仕なり講話なり（略）精神修練なりが行はれたが、これらは皆僕等にとつて、決して何の收穫もないとは言へないであらう」と、一応遠回しの評価を下し、「だらしのなかつた生活」を改める機会になつたと書いたが、⁽⁴³⁾ ここにも、参加学生が有した本音の一端が見えるだろう。

さらに、この年の「冬期修練」、すなわち一九四〇年二月二四～二九日の六日間、東京府南多摩郡「東京府拓務訓練所」で実施された「修練」をめぐる感想からも同様の問題が看取できる。この修練には四〇名が参加したとされるが、そのうち、四名の感想を紹介したい。

一人目は、主催者側の「意図」を汲んだ模範的作文である。

今度の修練道場は、従来の道場と異なり、ここは特に開拓士として満洲へ行くべき人士が、予備訓練を受ける所である。故に我ら留学生としては、その訓練の実況を通じて、日本青年の真意を、また訓練所生としては我ら留学生の修練を通して、満州青年の真意を、この期間に相互に忌憚なく、克く理解し互いに認識し合ひ親しく交歓し得た事は、実に民族協和の顕現であり、最も有意義であった。⁽⁴⁾

二人目は、「海浜修練」を熱望し、「冬期修練」には後ろ向きであった当初の逃避的態度を一新し、「歓喜」を実感したとする内容である。

(初めて田舎の山奥にある訓練所に来た時)此処の閑静さに心を打たれて、前の心配と疑いとを一掃した。

実は、この冬の修練を逃れて、来年の夏に海の修練に行きたいのが、僕の本望でした。それから、あの円錐形の木造小屋を見ると、一種の堪えない歓喜が心に湧いた。何故ならば、あの雑沓する大都会生活に飽きた僕は、時々原始生活を夢見た。この環境とこの建築、一見して原始その儘である。⁽⁵⁾

三人目は、一緒に参加した仲間たちのやる気なさを慨嘆し、さらに当局への批判に及んでいるものである。

本来冬期修練には熱と意気をもつて参加しなければならぬところである。「しかるに、恰も老頑廢伍せる心身にて参加せる方も無きにあらず」。「思うに吾等留学生の甚だ自覚無き事は、誠に悲しむべき現象な

り。(略)

「吾が親愛なる同士達は、恰も集団を嫌い、労働を忌み、孤立安食を計らんと致す心情あるは、誠に慎むべきにあらずや。(略) 吾等は満州帝国臣民たるの自覚を忘れる事あるべからず。(略)

顧みるに、二四日集合の第一印象より、甚だ不誠意の行動を現し、訓練所に来りしも、相変らず、叱言を頻発し、不平を洩す等は、実に嘆かわしき事なり。(略)

大使館に申し上げたき事は、各種学校在学せる留學生の特殊性よりすれば、無暗に修練参加を強制的に命ずる事は、種々の不都合の事件を起こし、其の影響する所は極めて大なり。役所の机上論は、実情に相沿わぬ事を御斟酌くだされば、誠に後輩の為、幸いなり。(略) 暴言多謝¹⁶⁾。

最後に、現状の「修練」方針を真つ向から否定し、もつと「生産的」活動に転ずべきという意見である。彼は、勤労作業に最も多くの時間を割く現状の修練には、疑問がある、とした上で、こう展開する。

多くは、神宮・神社の整備、学校の庭園の草取り、石拾い、土堀や建国神廟の造営等を行つて、非生産的な方面にのみ力を注いでいる傾向があります。(略) 国家精神の高揚も大切でありましょうが、国民の貴重な労働力を生産的方面に向けさせる方がより以上重要なことであると思ひます。我々の勤労作業も、この意味に於いて、訓練所の裏山の土運びの如き仕事をさせずに、工場に行つて、見習いをするとか、会社銀行で実習するとか等々した方がより有効ではないかと思ひます。(略)

今回の修練は、勤労作業の外、詔書の奉読、国旗掲揚、軍事教練等が主な行事であり、形式的なことに重点をおき過ぎている感なきにしもあらず、云々¹⁷⁾。

本来、『満州国留日学生会会報』誌は、「六大精神」を身に付けることを至上課題とされた留学生たちの「模範」となる記事だけを掲載するのが望ましいはずと思われる。しかしながら、ここで見たように、修練に参加した「不誠意」の仲間たちへの苦言、また草取り等の「非生産的」活動に若者のエネルギーを傾注することへの疑問を書き連ねる文章も収録されていた。こうした本音が堂々と表に出されているのは何故か。潜在する不満分子のガス抜きか、あるいは一九四〇年度の社会情勢を反映しているのか否か等、慎重な判断をする必要があるが、とりあえずは強烈な危機意識が現出しているのを見てよいのではないだろうか。

一九四一年度以降の修練活動の記録について、現状で『会報』から確認する事はできない。『満洲国学生日本留学拾年史』（一九四二年）にのみ簡単な記載が残るが、それによれば、「山嶽修練」が一九四一年の七月十一日から十日間、八ヶ岳山麓で行われたこと、「海浜修練」は、千葉富浦海岸で同時期に、九十九名が参加して行われたこと、また「軽井沢女子修練」なる新たな企画が、七月十五日から二十四日まで、軽井沢早稲田大学野球部合宿所を借りて行われたが、参加は四名だけであったことが分かる。

同書は一九四二年度分までを収録しているが、この年の「海浜修練」は千葉県富浦から、外房の興津海岸へ会場が移され、五七名が参加した事、また「女子海浜修練」も設定され、静岡県三津海岸（現 沼津市）で実施された事（参加者一三名）が判明しているが、それ以上は現状不明である。⁽⁴⁸⁾

「むすびに代えて―留日学生における「日本精神」論理解とその困難さ

本稿では、満州国留日学生会が一九三七年から実施してきた「修鍊」の諸相を、『満州国留日学生会会報』掲載論文の範囲において、読み取ってきた。そこでは、修鍊活動に参加しない学生に対しては、就職斡旋の阻害や何らかの「処分」の示唆など、強制性をちらつかせ、何とか「六大精神」涵養の端緒としようとするのが、当局者の意向であった事が窺えた。しかし、その「強制性」の露見にも関らず、学生たちの内奥で納得し難く、かつ受け入れ難い要素が多々存在していた事は明らかであった。⁽⁴⁹⁾

その推測をより確かなものとするため、「日本精神」論をめぐる満州国留日学生たちの見解を以下で引用紹介しておきたい。

『満州国留日学生会会報』に掲載された諸論考は、日本で学ぶ留學生たちに「日満一体」という政治目的を貫徹させ、日々の勉強に取り組む士気を高めるところに本来の目的があったことは、重ねて述べた通りである。たとえば、ある留學生によれば、新京を出立する時に聞いた民生部教育司長の訓示の中で、「一番印象に残っているのは、留學生の主な目的は、勉強は勿論大事であるが、これと同時に一層留意せねばならぬ事は、日本精神の体得である（略）日本内の生活は日本精神体得上是が非でも必要である（略）これが派遣留學生の根本主旨である」との一節であったと言⁵⁰う。

しかるに、この「日本精神」とは結局のところ、何だったのか。この難問に対する回答を探そうと苦心慘憺した三名の留學生たちの言を紹介しよう。

一人目は、優等生的理解である。まず、自分たちは、満州国の代表であり、その「重大な使命には、ただ鞏固なる精神あるのみです。巖をも通ず日本精神あるのみである。私はここに日本精神を考えて見ますに、それは私が日本に留学してからの周囲の人々の日常生活に現れている、明るい淨い真直な心であると思えます」。「日本精神は正しい教育によって、日本の人々に植えつけられて来たのです。此処に日本精神と教育との相離れる事のできない関係があるのです」とまとめた。筆者は師範学校留学生であったが、「日本精神」解釈を、「天皇や国家に対する忠誠心」と言わずに、「明るい淨い真直な心」と捉えたところに、それが含意する抽象性如何は措くとしても、何とか普遍的文脈で理解しようとする苦心が窺える。

一方、次のように解釈しようとする学生もいた。すなわち、偶然出会った日本人大学生が、「もう日本精神を覚えましたか」と漠然として聞いた。急に聞かれると、さすがに答えようがなかった。しかし、答えるべく次の如く話を進めた。「僕等に日本精神は何であるか、又それを覚えたか、と聞くよりも先ずその人が真に日本人的になって居るか、否かを見るべきである。勿論知って居れば発表は出来る筈だ。しかし、美辭麗句をつらねて単なる空理空論のみがその全部とは言えないものだ。即ち日本精神は真の日本人が為した行為のすべてである」と答え、具体的には、楠木正成の思想と行動を挙げて説明した⁽²⁾云々。

この学生は文章の最後で、「忠君愛国」的議論に収斂させ、「模範解答」に落とし込もうとしているが、「日本精神」なる空虚な概念を自明のものとして嵩にする「日本人」を婉曲ながらも、批判しているようにも思える。同様な主張は、別の学生からも呈されている。

我々が日本に留学したそもそもの目的は、先ずこの日本精神を理解し得し、かつ各自の専門とする學術

を研鑽して、以て日滿一体の楔子となることにある筈である。しかしながら、日本精神なるものは、容易に我々に理解されるものでしょうか。実の所、私もただ臚ろげながら、ああいうものが日本精神だなあ、としか思惟するに過ぎない（略）何故なら、これこそは真の日本精神であると如実に示してくれるものがないからである。今試に、我々の敬慕する先生方に、日本精神とは如何なるものであるかと問うてみましょう。果たして即座に具体的に答えてくださるであろうか。おそらくある人は日本歴史上の史実を例として説き、ある人はあるいは朝日に匂う山桜花云々と説くであろう。これでは、我々は漠としていて、十分に呑み込めない⁵³のであろうと思う。

当人がどこまで自覚的かは措くとして、そもそも「日本人」自身にも「日本精神」なぞ分かっていないのである、という痛烈な批判がここに明示されているのである。

『満州国留日学生会会報』誌上には、こうした「日本精神」への疑義のみか、「満州国建国精神」についての疑問までも、留日学生が提出していた点も加えておきたい。

建国の精神については政府其の他の機関より数多くの説明がなされ、それらの説明は余りに抽象的で、我々には確然と把握し難く、もつと分りやすく、より具体的に（例えば、王道とは何であるか？ その具体的内容を説明して頂きたい）御教示くだされば幸甚に存じます。建国精神をしっかりと把握することが出来れば、毎夕我々が何の為に建国神廟に礼拝するか、ということも自ら分つてくることと思えます⁵⁴。

この問いかけに対し、「分かりやすい」説明ができる「満州国人」および「日本人」は、どれほどいたのであろうか。そして、そこにこそ、満州国留日学生たちの煩悶が確実に存在したのであろう。

本稿は、これまでの研究でほとんど使われてこなかった『満州国留日学生会会報』の記事の中から、留日学生の「修練」活動の実態やそれに付随する「日本精神」理解の一端を粗くにまとめたに過ぎない。今後は、彼らの日本国内の見学旅行に対する感想文なども併せ検討する中で、戦時下日本で、彼らが何を考え、日本をどのように捉えていったのか、その「日本体験」を総体として明らかにする作業を継続していきたい。

注

- (1) さねとう・けいしゅう(実藤恵秀)『中国日本留学史稿』日華学会、一九三九年、同『中国人日本留学史』くろしお出版、一九六〇年。
- (2) 研究史全体をカバーすることは措かざる得ないが、ここでは、清末から「抗日戦争勝利」に至るまでの長い時代を、国内外の研究者が多面的に論じている大里浩秋・孫安石編著による三部作『中国人日本留学史研究の現段階』(二〇〇二年)、『留学生派遣から見た近代日中関係史』(二〇〇九年)、『近現代中国人留學生の諸相』(二〇一五年、ともに御茶の水書房)のみを挙げておく。
- (3) 「明治〜昭和期の千葉医学専門学校・千葉医科大学における留學生の動向」『国際教育』第二号、二〇〇九年。『近代の千葉と中国留學生たち』千葉日報社、二〇〇九年。「戦前期 留日医業學生の帰国後の活動と現代中国における評価」『国際教育』第三号、二〇一〇年。「戦前期における千葉高等園芸学校の留學生とその動向」『国際教育』第四号、二〇一一年。「戦前期における東京高等工芸学校(現千葉大学工学部)の留學生とその動向」『国際教育』第六号、二〇一三年。
- (4) 「一九二〇〜三〇年代における中国留學生の日本旅行記」『人文研究(千葉大学)』四〇号、二〇一一年。「一九三〇年代における中国留學生たちの日本見学旅行」(矢嶋道文編著『互恵と交流』クロスカルチャー出版)、二〇一四年。

- 「近代千葉における中国留学生と海水浴体験」『千葉史学』六〇号、二〇一二年。
- (5) 「太平洋戦争下における留日中国学生の夏季錬成団」『人文研究(千葉大学)』四二号、二〇一三年。「一九四〇年の「中華民国留日学生会」と日華学会」『中国研究月報』八〇〇号、二〇一四年。
- (6) 満州国留学生をめぐる主な研究として、劉振生『満州国』日本留学史研究』吉林大学出版社、二〇〇四年、劉「満州国」日本留學生の派遣(大里・孫編著『留學生派遣から見た近代日中關係史』二〇〇九年)、劉『近代東北人留学日本史』民族出版社、二〇一五年、周一川『中国女性の日本留学史研究』国書刊行会、二〇〇〇年、浜口裕子『満州国留日学生の日中關係史—滿州事変・日中戦争から戦後民間外交へ』、勁草書房、二〇一五年、河路由佳・淵野雄二郎・野本京子『戦時体制下の農業教育と中国人留學生』農林統計協会、二〇〇三年、王嵐『戦前日本の高等商業学校における中国人留學生に関する研究』、学文社、二〇〇四年などがある。
- (7) 「戦前期における千葉師範学校(現千葉大学教育学部)の留學生たち」『國際教育』第九号、二〇一六年。
- (8) 「留學生須知」『満州国留日学生録』昭和一三年、康德五年度』一九三八年、一二七頁。
- (9) 東京文理大学・東京高等師範学校 紀元二千六百年記念會編著『現代支那滿洲教育資料』、培風館、一九四〇年、四二〇頁。
- (10) このような教育方針を、日本による「奴隸化教育」と批判する観点は現代中国では共通するところである。たとえば、王智新編著『日本の植民地教育・中国からの視点—中国学者看日本侵華奴化教育史』社会評論社、二〇〇〇年、など。
- (11) 「認可試験」は、筆記試験、口頭試問、身体検査からなるが、筆記は「国民道德」、口語(日語及滿語又ハ日語及蒙古語ノ解釈作文)、「数学(代数及幾何)」の三科目であった(「留學生規程」『満州国留日学生録』昭和一三年、康德五年度』一九三八年、二一六〜二一八頁。また、周一川『満州国』の留学政策と留日学生』(周『中国女性の日本留学史研究』国書刊行会、二〇〇〇年、二六六〜二六八頁、を参照)。
- (12) 平田幸弘(元陸軍大佐)「新留日学生を迎ふるの辞」『満州国留日学生会会報』(以下「会報」と略)、六卷四号、

一九四一年四月)。

(13) 前掲、見城「戦前期における千葉師範学校(現千葉大学教育学部)の留学生たち」、一三一〜一三二頁を参照のこと。

(14) 「第二章 学生会の沿革」(謝廷秀編『満洲国学生日本留学拾年史』、学生会中央事務所、一九四二年)一六五〜一六七頁。

(15) 「宣誓」『会報』(満洲国留日学生会成立特輯号) 第四号、一九三六年九月、二頁。

(16) 日華学会は一九一八年に小松原英太郎を会長とし、洪沢栄一等の財界人を顧問として設立された財団で、留学生に対する寄宿舎提供、経済援助、日本語予備校の経営などを行っていた(砂田實編『日華学会二十年史』、一九三九年、参照)。

(17) 前掲、見城「近代千葉における中国留学生と海水浴体験」。なお、この銷夏団は、一九四一年まで継続したが、四二年からは、群馬などの山岳地帯での「鍊成団」に変更されていく。それらの経緯については、前掲、見城「太平洋戦争下における留日中国学生の夏季鍊成団」を参照のこと。

(18) 「留日学生富浦海岸銷夏団之回憶(原文中国語)」『会報』 第三号、一九三六年七月、五頁。

(19) 「富浦銷夏団員募集」『会報』 第三号、一九三六年七月、一頁。

(20) 「夏期修鍊状況」『会報』 一〇号、一九三七年九月、五頁。

(21) 「夏期修鍊状況」『会報』 一〇号、一九三七年九月、五頁。

(22) 「夏期修鍊状況」『会報』 一〇号、一九三七年九月、五頁。

(23) 一九二六年に石黒忠篤、那須皓などにより、加藤完治を校長として茨城県友部に設立された「国民高等学校」のことで、農村塾風の勤労青年を対象とした教育施設であった。ここで主に、満洲開拓をする人材養成が行われた(野本京子『戦前期ペザンティズムの系譜―農本主義の再検討』日本経済評論社、一九九九年などを参照)。

(24) 以上、三修鍊の概況については、「夏期修鍊状況」(『会報』 一〇号、一九三七年九月、五頁) による。

(25) 「田園修練感想」『会報』一〇号、一九三七年九月、八頁。なお、この作文には、筆者の氏名および所属学校名が付されている。しかるに、本論中で、それらを明示する事が、筆者および関係者に不利益を与える可能性を否定できないため、それらは伏せることとする。以下で紹介する「感想」についても、同様の措置を取ることとする。

(26) 一九三七年十二月二十日付の駐日満州国大使館による「大使館佈告」『会報』第三卷第一号、一九三八年一月、二頁。なお、「各学校一年在学の官費生（文化事業費補助費生ヲ含ム）ニシテ本年ノ夏期修練ニ参加セザリシ者ハ明年度夏期修練ニ参加セシム」との補足も加えられている。

(27) 翌三八年六月発行の『会報』（日満学生の夕 特輯号）には、「大使館佈告解説」として、「命令参加者ノ範囲」が以下のように定められていた。①明春卒業予定ノ補助費生（文化事業部補助費生ヲ含ム）。但シ大学予科、予備部及高等学校卒業予定者ハ含マズ、②本年度入学新入学生ハ補助費生ト自費生タルトヲ問ハズ全員（中等学校学生ハ含マズ）。専門学校ヨリ進学シタル者ハ、昨年度参加者不参加者タルトヲ問ハズ命令参加者トシテ取扱フ。但シ、高等学校卒業生ニシテ昨年度命令参加シタル者ハ含マズ。予科、予備部ヲ修了シ本年学部ニ進学シタル者ニシテ昨年修練セザリシ者。③大学院在学者ハ昨年度参加シタル者ヲ除キ、全部本年度命令参加者トシテ取扱フ、云々。なお、「命令参加者」以外に、「自由参加」も認められていて、「申込順ニ依リ予定人員ノ範囲内ニ於テ取扱フ」と規定されていた。

なお、一九三八年一二月発行の『会報』第三卷第十一号に、「冬期修練ニ関スル件」が掲載されていたが、その中には、「修練ニ参加セザル卒業生ノ就職斡旋ハ、人物調査作製遅延スルニ付キ、其ノ就職斡旋モ亦遅延スルコトアルベキヲ以テ、予メ承知シ置クベシ」（三頁）との脅迫まがいの言辞が記載されていることも付言しておきたい。

(28) 大島正時「秩父工民道場冬期修練団報告」『会報』第三卷第二号、一九三八年二月、五頁。

(29) 「冬期修練旅行報告」『会報』第三卷第二号、一九三八年二月、七頁。

(30) 「夏期修練実施要領」『会報』（日満学生の夕 特輯号）一九三八年六月、一〇頁。なお、一九三八年度の「夏期修練」の「成果と課題」が紹介されているであろう号（冊子）が、遺憾ながら現状では欠号（未発見）であるため、その内容を確認することができない。

- (31) 「冬期修練実施状況」『会報』第四卷第二号、一九三九年二月、三頁。
- (32) 「冬期修練の反省」『会報』第四卷第二号、一九三九年二月、五頁。
- (33) 「冬期修練を終へて」『会報』第四卷第二号、一九三九年二月、五頁。
- (34) 前掲『満洲国学生日本留学拾年史』、一八八〜一八九頁。
- (35) 『会報』（夏期修練特輯号）第五卷第八・九号、一九四〇年九月、一〇頁。
- (36) 『会報』第五卷第六号、一九四〇年六月、一〇頁。
- (37) 『会報』（夏期修練特輯号）第五卷第八・九号、一九四〇年九月、六頁。
- (38) 前掲、見城「近代千葉における中国留学生と海水浴体験」、一三九頁。
- (39) 『会報』（夏期修練特輯号）第五卷第八・九号、一九四〇年九月、七頁。
- (40) 『会報』（夏期修練特輯号）第五卷第八・九号、一九四〇年九月、三頁。
- (41) 『会報』（夏期修練特輯号）第五卷第八・九号、一九四〇年九月、七頁。
- (42) 『会報』第五卷第十号、一九四〇年十月、七頁。
- (43) 『会報』第五卷第十号、一九四〇年十月、七頁。
- (44) 「康德七年度冬期修練実施状況」『会報』六卷二号、一九四一年二月、五頁。
- (45) 「修練中の感想」『会報』六卷二号、一九四一年二月、七頁。
- (46) 「冬期修練に就いて感ずる所」『会報』六卷二号、一九四一年二月、八頁。
- (47) 「感想」『会報』六卷二号、一九四一年二月、十頁。
- (48) 以上については、前掲『満洲国学生日本留学拾年史』、一九一〜一九三頁。
- (49) 満洲国留学生の抗日運動については、菊池一隆が内務省警保局の『外事警察概況』などを用い、明らかにしている（菊池「戦争と華僑」汲古書院、二〇一一年）。なお、見城は一九四〇年に発足した「中華民国留学生会」の背景について、『外事警察概況』を用い、留学生も困む政治状況への言及をした（見城「一九四〇年における『中華民国

留日学生会」の創設と日華学会」『中国研究月報』二〇二四年一〇月号）。

(50) 「和の精神」『会報』七卷五号、一九四二年五月、三頁。

(51) 「日本精神と教育」『会報』六卷六・七号、一九四一年七月、五頁。

(52) 「徒然文集に拾ふ」『会報』七卷二号、一九四二年二月、十一頁。

(53) 「日本精神について」『会報』六卷五号、一九四一年五月、七頁。

(54) 「感想」『会報』六卷二号、一九四一年二月、六頁。